



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日
平成25年8月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リラの里

3 代表者の氏名
福住一昭

4 主たる事務所の所在地
伊那市荒井3819番地11

5 定款に記載された目的
この法人は、伊那市並びに上伊那郡居住の高齢者及び子供並びに障害者に対し、宅老所、ショートステイ、タイムケア等の事業を行い、もって高齢者並びに障害者の福祉の推進と、子供の健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成25年度後期技能検定を次のとおり行います。

平成25年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 試験区分
試験区分は、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

ア 特級

検 定 職 種 名	期 日
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成26年2月2日(日)

イ 1級、2級及び単一等級

検 定 職 種 及 び 作 業 名	期 日
機械検査（機械検査作業） 電気機器組立て（シーケンス制御作業） 光学機器製造（光学機器組立て作業） 菓子製造（和菓子製造作業） 配管（建築配管作業） 型枠施工（型枠工事作業） ガラス施工（ガラス工事作業） 金属材料試験（組織試験作業）	平成26年1月26日(日)
さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業） 工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業） 鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業） 時計修理（時計修理作業） 農業機械整備（農業機械整備作業） 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業） 製本（製本作業） 石材施工（石材加工作業） コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業） 防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業） 機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業） 製麺（機械生麺製造作業）	平成26年2月2日(日)
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業） 半導体製品製造（集積回路チップ製造作業） プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業） 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業） 和裁（和服製作作業） 帆布製品製造（帆布製品製造作業） 建築大工（大工工事作業） かわらぶき（かわらぶき作業） 鉄筋施工（鉄筋組立て作業） 塗装（鋼橋塗装作業） 電子回路接続（電子回路接続作業） 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）	平成26年2月9日(日)

ウ 3級

検 定 職 種 及 び 作 業 名	期 日
電気機器組立て（シーケンス制御作業）	平成26年1月26日(日)
時計修理（時計修理作業） 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業） 機械・プラント製図（機械製図手書き作業）	平成26年2月2日(日)
機械検査（機械検査作業） プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業） プラスチック成形（射出成形作業） 建築大工（大工工事作業）	平成26年2月9日(日)

(2) 実技試験

平成25年12月4日（水）から平成26年2月16日（日）までの間において別途指定する期日に、上記学科試験における職種と同一職種において実施します。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

4 実技試験問題の公表

平成25年11月27日（水）から長野県職業能力開発協会で行います（一部の職種を除く。）。

5 受検資格

(1) 特級の技能検定試験

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以

下「省令」という。)第64条の規定に該当する者

- (2) 1級の技能検定試験
省令第64条の2の規定に該当する者
- (3) 2級の技能検定試験
省令第64条の3の規定に該当する者
- (4) 3級の技能検定試験
省令第64条の4の規定に該当する者
- (5) 単一等級の技能検定試験
省令第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面
- (2) 書類の提出先
長野県職業能力開発協会
長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)
長野県婦人会館3階
(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)
- (3) 受付期間
平成25年10月7日(月)から平成25年10月18日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成25年10月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。)
- (4) 手数料
 - ア 特級、1級、2級、3級及び単一等級共に、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって次のとおり手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にとっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

- (7) 学科試験 3,100円
- (4) 実技試験 16,500円(在校生が3級を受検する場合には、11,000円)

イ アの(4)の「在校生」とは、次に掲げる者とします。

(7) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(省令第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表等

- (1) 合格者の発表等
技能検定に合格した受検者の受検番号を、平成26年3月14日(金)に長野県庁東側掲示板、長野県工科短期大学校、長野県

の技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野職業能力開発促進センター及び松本職業能力開発促進センターに掲示するほか、長野県ホームページに掲載し、発表します。なお、合格者には直接通知します。

- (2) 実技試験又は学科試験の合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。
- (3) 技能検定合格証書等の交付
特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されるほか、合格した等級の技能士章が交付されます。

8 受検申請書等の配付

- (1) 受検申請書及び受検案内書は、長野県職業能力開発協会、長野県商工労働部人材育成課、長野県工科短期大学校、長野県の技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野職業能力開発促進センター及び松本職業能力開発促進センターで配布します。
- (2) 郵送により受検申請書等を請求する場合は、返信用封筒(切手140円分を貼ったもの)を同封の上、上記6の(2)の長野県職業能力開発協会宛て請求してください。

9 その他

技能検定について不明な点は、長野県商工労働部人材育成課(電話:026-235-7202)又は長野県職業能力開発協会(電話:026-234-9050)までお問い合わせください。

人材育成課

公告

平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成25年9月2日

長野県知事 阿部守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,136.87 ha
	土砂流出防備保安林	90.48
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,519.24
	土砂流出防備保安林	53.12
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,999.46
	土砂流出防備保安林	335.16
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,153.45
	土砂流出防備保安林	580.77
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,220.32
	土砂流出防備保安林	852.43

木曾谷(木曾郡)	水源 ^{かん} 涵養保安林 干害防備保安林	3,242.85
	土砂流出防備保安林	264.74
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、 塩尻市、安曇野市)	水源 ^{かん} 涵養保安林 干害防備保安林	2,184.71
	土砂流出防備保安林	758.28
中部山岳北部(北安曇郡のうち池 田町、松川村、大町市)	水源 ^{かん} 涵養保安林 干害防備保安林	206.69
	土砂流出防備保安林	116.85
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び 小谷村)	水源 ^{かん} 涵養保安林 干害防備保安林	347.90
	土砂流出防備保安林	70.70
諏訪郡富士見町立沢字種ノ底4048 ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほ か1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大 字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395 ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の 129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19 筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

平成26年度長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

平成25年9月2日

長野県教育委員会

1 採用予定の実習助手の種別及び人員

種別	人員
農業の実験・実習を主とする実習助手	若干名
工業の実験・実習を主とする実習助手	若干名
理科の実験・実習を主とする実習助手	若干名

2 申込資格

次の資格を有する者であることとします。

(1) 昭和29年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の

学歴を有する者。(平成26年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)

(2) 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行日(昭和22年5月3日)以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成25年9月3日(火)から9月17日(火)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

なお、郵送による場合は、9月17日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 手続

ア 提出するもの

4の申込書類

イ 提出先

郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局 高校教育課

電話番号 026-232-0111 内線4358

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

(封筒の表に「実習助手採用選考申込書在中」と朱書してください。)

4 申込書類

(1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)

(2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 最終学校における学業成績証明書(親展扱いとすることとします。)

(4) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)

(5) 返信用の封筒(長形3号<縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさのもの>を用い、あて先及び氏名を明記し、90円切手をはったもの)

(6) 最終学校における就職者用調査書(平成26年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限り提出することとします。この書類を提出する場合にあっては、(2)及び(3)の書類の提出は不要です。親展扱いとすることとします。)

5 選考

選考は、次の要領で行います。

選考順序	期日	会場	対象者	選考内容及び方法	備考
第1次選考	平成25年10月6日(日)	長野県庁	志願者全員	書類審査 筆記試験 ・一般教養 ・小論文	試験の時間等は受付期間終了後本人に通知します。
第2次選考	平成25年11月中旬	長野県庁	第1次選考合格者	面接	期日等は第1次選考合格者に通知します。

6 選考の結果の通知

(1) 通知の時期

第1次選考の結果は10月下旬、第2次選考の結果は12月上旬に通知します。

(2) 通知等の方法

ア 第1次選考結果

(7) 合否並びに不合格に係る総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点を郵送で通知します。

(4) 合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載します。

(9) 第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果に合わせて郵送で通知します。

イ 第2次選考結果

合否及び総合評価の段階別評価を郵送にて通知します。

7 その他

(1) 採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒角形2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル)を同封してください。

なお、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 第1次選考結果及び第2次選考結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。ただし、第1次選考合格者は、第2次選考結果通知後に開示請求ができるものとします。

ア 開示する期間

選考結果通知日から1年間

イ 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)

ウ 必要書類

運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参してください。

(3) 提出された書類は、一切返却しません。

(4) 第1次選考の一般教養の問題用紙は、持ち帰りができます。

(5) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

高校教育課